

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課： 健康部健康いきがい課）  
いきがい係 担当 青木 内線（4176）

## 事業の概要

事業名	ふれあい入浴
担当課	健康部健康いきがい課
目的	区内の公衆浴場での入浴の機会を提供し、健康増進と世代を超えた交流・ふれあいを図る。
対象者	60歳以上の方・身体障害者手帳又、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方・未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方
事業内容	<p>この事業は、上記対象者が、月に4回、無料で新宿区内の公衆浴場(以下「浴場」という。)に入浴できる制度であり、利用するには、「ふれあい入浴証」当該年度内有効、シール方式、以下「入浴証」という。)が交付されていることが必要である。</p> <p>「入浴証」を希望する方は、対象になった方に健康いきがい課から送付されるふれあい入浴証引換券(はがき、以下「引換券」という。付属資料1)を浴場、特別出張所、健康いきがい課に持参し、「入浴証」と交換する。</p> <p>利用者は、浴場の受付に「入浴証」を提示することにより入浴できる。</p> <p>しかし、精神手帳所持者に対象を拡大した際(平成19年11月)「引換券」の発送を、個人情報保護の観点から、また、制度の周知や対象者の利便性を図るため、浴場の場所の記載された案内チラシ(付属資料2)を同封し、封入して行なうよう変更した。</p> <p>11月利用開始分より、健康いきがい課職員が毎月700件前後の封入封緘事務を行なっているが、作業量が多く、これが常態になると他の事務に支障を来たしかねないことが予想されるため、平成20年度より、この封入封緘事務を委託する。</p>

件名 ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	健康いきがい課 (20年度より高齢者サービス課)	委託先	入札により決定
登録業務の名称	ふれあい入浴		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	住民番号、氏名、フリガナ、性別生年月日、住所、対象の種類(高齢、障害、障害2、児童)、通し番号、児童手当番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	住所、氏名、開始年月、整理番号
委託の理由	毎月700件前後の封入封緘事務の事務量に対し、健康いきがい課の職員で対応するのは困難なため。		
委託内容	「引換券」と案内チラシ及び窓空き封筒を健康いきがい課にて業者に渡し、業者は「引換券」の住所、氏名がわかるよう窓空き封筒にチラシとともに封入し、封緘後健康いきがい課に納入する。		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月日 5月利用開始分より以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報はすべて封入封緘後納入させる。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

郵便はがき



## 新宿区ふれあい入浴証引換券

新宿区内の公衆浴場で「新宿区ふれあい入浴証」とお取り替えください。

新宿区  
健康部 健康いきがい課  
160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
5273-4567 (直通)

## 新宿区ふれあい入浴証引換券

新宿区では、一定のご年齢に達した方などに対して「新宿区ふれあい入浴証」による公衆浴場での入浴サービスを行っています。

公衆浴場での入浴をご希望の方は、新宿区内の公衆浴場でこのハガキを入浴証とお取り替えください。入浴の際、入浴証をお持ちになると月4回まで無料で入浴できます。

### 利用できる所

新宿区内の公衆浴場

### 利用日時

公衆浴場の営業日・営業時間内  
(各公衆浴場により異なります。)

### 利用回数

月4回まで無料

※この引換券は、ご本人のみが利用できます。  
ご家族(夫婦含む)及び他人に譲渡することはできません  
※大人と一緒に入浴する小学校就学前の児童(2名まで)は無料です。

## 新宿区ふれあい入浴

平成19年11月1日

★新宿区ではふれあい入浴証による入浴サービスを実施しています

【平成19年度ふれあい入浴証】

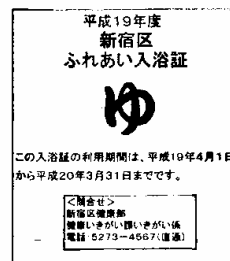
- 対象者
- ・ 60歳以上の方
  - ・ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
  - ・ 未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方

利用期間 平成19年11月1日から平成20年3月31日まで

利用場所 新宿区内の公衆浴場(下表)

利用日時 各浴場の営業日・営業時間内であればいつでも利用できます。

利用回数 月4回まで



☆ 新たに対象となる方には、該当月に「ふれあい入浴証引換券(ハガキ)」をご自宅へ郵送しますので、区内の公衆浴場で「平成19年度ふれあい入浴証(黄色)」とお取替えください。

☆ 「平成18年度ふれあい入浴証(みどり色)」をお持ちの方は、平成19年4月1日(日)から区内の公衆浴場で「平成19年度ふれあい入浴証(黄色)」と交換しています。

☆ すでに対象の方で入浴証をお持ちでない方は、住所・氏名・年齢が確認できるもの(健康保険証など)をご用意の上、健康いきがい課又は各特別出張所窓口へお越しください。

### 区内公衆浴場

浴場名	住所	電話	浴場名	住所	電話
鶴巻湯	早稲田鶴巻町533	3203-1834	金沢浴場	新宿7-22-11	3203-6784
大黒湯	早稲田町83	3203-5478	東宝湯	新宿7-11-5	3208-3776
松の湯	山吹町16	3268-6248	万年湯	大久保1-15-17	3200-4734
金成湯	中里町13	3268-6516	松の湯	百人町2-11-23	3362-2601
竹の湯	改代町2	3268-8544	松の湯	西早稲田1-4-12	3203-1655
熱海湯	神楽坂3-6	3260-1053	金泉湯	西早稲田2-16-20	3203-2427
第三玉の湯	白銀町1-4	3260-9326	桜湯	高田馬場1-20-5	3202-0423
柳湯	市谷柳町25	3260-4493	世界湯	高田馬場3-8-31	3371-2409
弁天湯	余丁町5-1	3357-7370	福の湯	高田馬場4-18-2	3362-0898
大星湯	市谷台町18-3	3351-7625	竜の湯	上落合1-15-7	3368-6980
第二弁天湯	喜久井町20	3203-1424	梅の湯	上落合2-6-4	3361-7326
塩湯	三栄町1	3351-9179	松の湯	上落合3-9-10	3368-2352
若葉湯	若葉2-11	3351-8847	三の輪湯	上落合3-31-2	3368-2661
蓬萊湯	四谷4-13	3351-7494	福の湯	下落合4-25-10	3951-5925
梅月湯	西新宿6-20-11	3342-7072	ゆ～ザ中井	中落合1-13-8	3951-1289
天神湯	北新宿2-4-11	3368-0848	栄湯	西落合2-6-2	3953-6562
柏湯	北新宿4-3-7	3371-4106			

新宿区健康部健康いきがい課(本庁舎2階)  
新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 5273-4567(直通)